

秋田市河辺市民サービスセンター構内駐車場除排雪業務委託仕様書

秋田市河辺市民サービスセンター構内駐車場の除排雪作業業務にあたっては労働安全衛生法等の関係法令を遵守し、安全管理に万全を期して所定の業務を行うこと。

1 作業実施場所

秋田市河辺和田字北条ケ崎 3 8 番地 2
秋田市河辺市民サービスセンター構内駐車場

2 基本事項

- (1) 作業員は法令等の有資格者に限る。
- (2) 熟練した作業員を配置し、作業員の経歴書を秋田市に提出すること。

3 委託期間

契約締結日の翌日から令和 8 年 3 月 3 1 日までとする。

4 作業機材及び助手

- (1) 除雪作業は除雪ドーザ（重量 8 t 以上）を使用すること。
- (2) 排雪作業は除雪ドーザ、ローダ、ダンプトラックを使用すること。

5 作業の実施方法

- (1) 新雪除雪は新積雪深さが概ね 1 0 cm 以上になった場合、又はなると予想される場合に実施し、秋田市の指示により速やかに委託業務を開始すること。
- (2) 圧雪層を完全に除去し、通路および駐車場内を完全除雪する。
また、除雪した雪は秋田市の指示する場所に集積すること。
- (3) 秋田市の指示により遅滞なく排雪作業を実施すること。
ア 排雪作業を実施する場合は原則として現場代理人を派遣し、その代理人のもとに作業を実施すること。
イ 排雪にかかる単価は、秋田市の令和 7 年度道路除排雪単価表によるものとする。
- (4) 業者は作業中における交通等の安全確保には十分注意し、必要な標識の設置および円滑な交通誘導を行うこと。

6 作業時間

原則として午前 7 時までに作業を完了すること。

7 作業図面

別紙「秋田市河辺市民サービスセンター構内駐車場除排雪要領図」による。

8 その他

除排雪作業中構内構造物を破損した場合は、受託者の責任と費用において現状復旧すること。